

投票日  
4月7日

# 県政を託す県議会議員選挙

投票時間は午前7時～午後8時  
期日前投票は2会場です3月30日と31日から

県議会議員選挙は、3月29日(金)告示、4月7日(日)が投票日です。  
今後の県政を託す大切な選挙です。必ず投票しましょう。  
開票は午後9時半から総合体育館で行います。また、投・開票速報を市ホームページで公開します。  
【問い合わせ】  
市選挙管理委員会事務局 ☎(740)1251

年4月8日以前に生まれ、30年12月28日以前に川西市の住民基本台帳に登録され、引き続き住んでいる人など。

## 【市内で転居した人】

3月18日(月)以降に転居届を提出した人は、前住所の投票所で投票してください。

## 【県内から転入した人】

30年12月29日以降に、県内の他市区町の選挙人名簿に登録され、川西市に転入した人は、前住所で投票してください。

## 【県内へ転出する人】

ただし、「引き続き県内に住所がある」という証明書の提示か、引き続き県内に住所があるという確認が必要です。

## 【代理投票と点字投票】

病気やけがなどで、候補者名を自分で記入できない人は代理投票ができます。また、

で投票できます。

ただし、「引き続き県内に住所がある」という証明書の提示か、引き続き県内に住所があるという確認が必要です。

## 【点字・音声の「選挙のお知らせ」を配布】

県選挙管理委員会では、視覚に障がいのある人を対象に、選挙・候補者情報を点字または音声(朗読CD)にした「選挙のお知らせ」を配布しています。詳しくは県選挙管理委員会 ☎078(362)3101へ。

## 【重度の障がいなどのある人】

体に重度の障がいなどがあ

り投票所に行けない人(表1)は、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受けると、郵便などで投票できます。投票用紙の請求は、4月3日(水)まで。

また、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人に記載させる代理記載制度を利用できる場合もあります。希望者は早めに同委員会事務局へ。

## 【インターネット選挙運動】

インターネットなどを利用した選挙運動は一部解禁されましたが、今までの通り規制(事前運動の禁止、18歳未満の者の選挙運動の禁止など)もあります。詳しくは総務省ホームページ [http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/naruhodo/naruhodo10.html](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html)。

投票箱

表1 郵便などで投票できる対象者

種類	障害などの種別	程度・区分
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1・3級
	免疫、肝臓	1～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	介護保険法の要介護者	要介護5

【代理記載制度が利用できる人】 上記該当者で①身体障害者手帳に上肢・視覚障がい1級②戦傷病者手帳に上肢・視覚障がい特別項症から第2項症まで一の記載がある人

## 新年度に向けて 窓口からの案内

### 住所の異動手続きは14日以内

入学・就職・転勤などで住所が変わる人は、住民票の異動の届け出が必要です。引越し前の市町村で転出届を、引越し後の市町村で転入届を提出してください。同一市町村で転居する場合は、転居届を提出してください。いずれも転入(転居)した日から14日以内に届け出が必要です。手続きには、本人確認書類(運転免許証など)を持参。

なお、3月25日(月)～4月5日(金)は窓口が混み合います。この間の転出を予定している人は、14日前からの手続きをお勧めします。

問い合わせ 市民課 ☎(740)1165

### 軽自動車税は4月1日の登録者に課税

31年度の軽自動車税は、4月1日時点で登録されている所有者に課税されます。所有者が変わったり、盗難に遭った場合は、3月29日(金)までに必ず届け出てください。

ミニバイクなど125cc以下の二輪車を所有する人は、ナンバープレート(盗難の場合は不要)と標識交付証明書(登録票)、印鑑を持って、市役所2階の市民税課へ。

125ccを超える二輪車は兵庫陸運部 ☎050(5540)2066へ。軽自動車は、軽自動車検査協会兵庫事務所 ☎050(3816)1847へお問い合わせください。

なお、3月末は窓口が混雑しますので、早めに届け出てください。

問い合わせ 市民税課 ☎(740)1132

### 保険税(料)の納付は口座振替が便利

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料は、口座振替にすると納め忘れがなく、納付の手間が省けて便利です。

納期を過ぎると督促状を送付し、「納税呼びかけセンター」から電話で案内。財産調査を行い、差し押さえなどの滞納処分を行う場合があります。また、特別な事情がなく滞納が続くと、有効期限が通常より短い短期被保険者証や、医療費が一旦全額自己負担となる資格証明書を交付する場合があります。

納付に困ったときは、市役所1階の保険収納課へ相談してください。

なお、国民健康保険加入時に口座振替を利用していた人が、後期高齢者医療保険に変わった場合、振替口座は引き継がれません。新たに口座振替を申し込む必要がありますので、注意してください。

問い合わせ 保険収納課 ☎(740)1177

## 【期日前投票】

投票日に仕事や旅行などで投票所に行けない人は、期日前投票ができます。

投票所入場整理券(本人確認ができれば不要)に必要事項を書き、市役所か東谷行政センターの期日前投票所(日時表2を参照)へ。

## 【不在者投票】

出張などで川西市以外に滞在中の人は、川西市選挙管理委員会から投票用紙などを取り寄せれば、国内の滞在先の

選挙管理委員会で投票することが出来ます。

郵便で手続きするため、日数がかかります。早めに同委員会事務局へ。

また、指定した病院、老人ホームなどに入院または入所中の人は、その施設で投票することが出来ます。施設の事務局に問い合わせてください。

## 【選挙公報を各戸配布】

候補者の政見などを掲載した選挙公報は、4月2日(火)～

5日(金)に順次各戸に配布予定です。届かない場合は、選挙管理委員会事務局へ。市役所1階の正面案内や公民館などにも備え付ける他、市ホームページでも閲覧できます。

## 【ルールを守り明るい選挙】

選挙運動は、選挙の告示日から投票日の前日までしかできません。

また、戸別訪問や署名運動、飲食物の提供などは禁止されています。政治家や後援団体が寄付をしたり、有権者がこ

れを求めることは法律で禁止されています。

インターネットなどを利用した選挙運動は一部解禁されましたが、今までの通り規制(事前運動の禁止、18歳未満の者の選挙運動の禁止など)もあります。詳しくは総務省ホームページ [http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/naruhodo/naruhodo10.html](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html)。

表2 期日前投票の場所と日時

場所	日時
市役所1階 市民ギャラリー	3月30日(土)～4月6日(土) 午前8時半～午後8時
東谷行政センター	3月31日(日)～4月6日(土) 午前9時～午後5時半